

# 宮古島市総合庁舎整備事業 基本計画



平成 29 年 11 月  
宮古島市



# 宮古島市総合庁舎整備事業 基本計画 目次

<b>第1章</b>	<b>基本計画策定の目的</b> .....	<b>1</b>
	1. はじめに	
	2. 総合庁舎建設の基本的な考え方	
<b>第2章</b>	<b>建設計画に関する検討</b> .....	<b>5</b>
	1. 建設地の概要	
	2. 法的条件	
	3. 導入機能・庁舎の構成	
	4. 計画面積条件・計画面積	
	5. 土地利用の検討	
<b>第3章</b>	<b>建築計画</b> .....	<b>13</b>
	1. 機能の整理	
	2. 総合庁舎の空間構成	
<b>第4章</b>	<b>構造計画</b> .....	<b>29</b>
	1. 構造計画の基本方針	
	2. 構造計画	
<b>第5章</b>	<b>各種設備計画</b> .....	<b>33</b>
	1. 電気設備の基本方針	
	2. 機械設備の基本方針	
<b>第6章</b>	<b>概算費用の算出</b> .....	<b>43</b>
	1. 概算費用	
	2. 財源計画	
	3. ランニングコスト	
	4. 事業スケジュール	
<b>第7章</b>	<b>基本計画図</b> .....	<b>47</b>
	1. 配置図	
	2. 各階平面図	

## 【参考資料】



# 第1章 基本計画策定の目的

## 1. はじめに

本市においては、平成17年の合併以降、分庁舎方式により行政機能及び窓口機能を分散し行政サービスを提供してきました。しかし、分庁舎方式による行政サービスの提供は、庁舎間の移動に伴う利用者の負担や行政運営上の非効率性など市民サービスに支障をきたすとともに、各庁舎間の職員移動コスト等が多額になるなどの課題があります。

また、各庁舎において老朽化や狭隘化、バリアフリー対応不足や耐震性確保の必要性などの課題も挙げられています。さらに、災害時の防災拠点としての機能や多様なニーズ、時代の変化に柔軟に対応できる庁舎機能なども求められています。

今回、老朽化や設備の不足、衛生面における課題がある保健センターについても総合庁舎に併設するはこびとなりました。総合庁舎に保健センターを併設することで、保健センター機能の向上はもとより、利用者が役所と保健センター間を行き来する負担の軽減、関連部署との連携による事務効率の向上などにより、さらなる質の高いサービスの提供が期待されます。

以上のような背景より、課題の解消とより良い市民サービスの提供のため、総合庁舎建設の検討を進めることとし、市民意向を基に総合庁舎の基本的な考え方をまとめた「宮古島市総合庁舎整備事業基本構想（平成29年8月）」を策定しました。また、建設位置については「宮古島市庁舎等建設委員会」の答申を受け、消防本部の北側へ移転する方向性を提示、その後、平成29年第5回宮古島市議会9月定例会において、市役所の位置を定める条例改正が可決されました。

これまでの経緯、基本構想の内容を踏まえ、建設計画や構造、設備計画、概算工事費等、総合庁舎の建設に向けた、より具体的な計画を示すため「宮古島市総合庁舎整備事業基本計画」（以下、「本基本計画」という）を策定します。

## 2. 総合庁舎建設の基本的な考え方 ※基本構想に基づく基本理念・基本方針

### (1) 総合庁舎のあり方

近年、少子高齢化による人口減少の進展という日本全体の課題を受けて、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生が求められています。地方公共団体として、これからも多様化・高度化する市民ニーズに、限られた職員数で対応していく必要があることから、円滑で効率的なサービス及び執務環境が求められます。

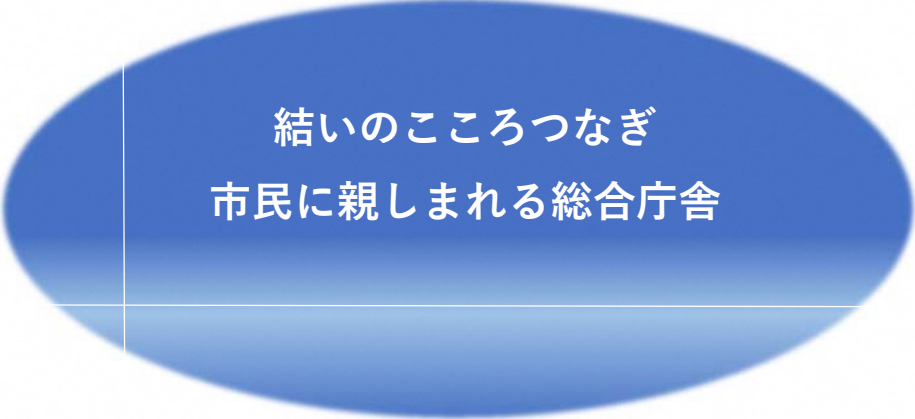
また、2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震を機に市民の防災・減災に対する意識が高まっています。また、災害時における行政の役割及びその中心となる庁舎のもつ防災機能の重要性についても再認識されつつあります。総合庁舎においては、災害時の安心・安全の確保に資する防災拠点施設としての機能が求められます。

今後も更なる少子高齢化が進行する中、高齢者や障がい者などが利用しやすいよう※バリアフリーへの対応や、外国人や子どもなど誰にでも利用しやすい、きめ細やかな※ユニバーサルデザインによる施設整備が求められます。

さらに、市民が利用しやすい行政サービスの拠点となり、かつ効率的に業務が行えるような総合的な役割を備えた庁舎が求められています。

### (2) 基本理念

上記の「総合庁舎のあり方」を踏まえ、本市総合庁舎の基本理念を以下のように設定します。



結いのころつなぎ  
市民に親しまれる総合庁舎

※バリアフリー

物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方。

※ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすく、健常者、弱者等に関係なく使いやすいようデザインするという考え方。

【参考：内閣府「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」】

### **(3) 基本方針**

基本理念のもと、以下の事項を総合庁舎建設の基本方針とします。

#### **1) 使いやすい総合庁舎**

市民にとって、スムーズにサービスが受けられる、わかりやすい総合庁舎を目指します。また、高いアクセス性の確保、ユニバーサルデザインの導入などにより、誰もが利用しやすく、利用者に優しい総合庁舎を目指します。市政の中心として、市の取り組みや議会がより身近に感じられ、市民との協働のまちづくりを促進する情報発信の場となるような、開かれた総合庁舎を目指します。

#### **2) 安心と信頼のある総合庁舎**

通常時は市民生活を支える存在となり、プライバシーや個人情報の保護に配慮した総合庁舎を目指します。また災害時には防災拠点となり、災害への対応が迅速・的確にできる安心で安全な市民生活の支えとなる総合庁舎を目指します。

#### **3) 多様で新たなニーズに対応できる機能的な総合庁舎**

新時代に対応できる工夫やより迅速で的確な行政サービスの提供や市政の運営のため、効率的なスペース活用を実現し、総合庁舎ならではの包括的なサービスが提供できる総合庁舎を目指します。また、保健センターを併設又は複合施設として整備することで、市民の健康増進、福祉の向上に貢献する機能も備えた総合庁舎を目指します。

#### **4) シンプルで経済的な総合庁舎**

総合庁舎においては、財政の負担軽減を考慮した事業計画とします。また、環境負荷低減のため省エネルギー化への取り組みを推進し、シンプルで経済的な総合庁舎を目指します。